

## インターネットで一般に開示される、新公益法人・移行法人作成の定期提出書類

3月決算法人は、6月に定期提出書類の提出期限を向かえました。

少しでもお役に立ちたいという思いで、6月末までに、新公益法人、一般法人(移行法人)向けにできる限り多くの情報発信に努めました。

### 《ブログ関連記事》

[提出された事業計画書等は、インターネットで一般に開示されます。](#)

[提出された公益目的支出計画実施報告書は、インターネットで一般に開示されます。](#)

[移行認定認可申請書類と定期提出書類の内容は、整合させます。](#)

[移行認可申請書類と定期提出書類の内容は、整合させます。](#)

[公益目的取得財産残額の計算\(いわゆる別表H\)がわかりません。](#)

**その結果、定期提出書類の書き方を悩んでいらっしゃる社団(財団)法人は多いということが、逆にはっきりしました。**

これから提出する法人向けにアドバイスやご支援を差し上げます。

どうぞ、下記まで、ご連絡ください。

【E-mail】 [info@matsui-jicpa.com](mailto:info@matsui-jicpa.com)

**定期提出書類**に関する、今までの情報をまとめてみます。

公益社団(財団)法人は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律」第21条及び第22条の定めにより、事業報告書や財産目録等の閲覧をさせなければならないとされています。

また、一般社団(財団)法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」第127条第4項の定めにより、公益目的支出計画実施報告書の閲覧をさせなければならないとされています。

これら定期提出書類は、一般の方がインターネット上のポータルサイト(**公益法人インフォメーション**)を通じて閲覧することができます。

公益社団(財団)法人が定期提出書類を作成する際には、以下の書類間で、事業説明の内容を整合させてください。

移行認定申請書類

別紙 2 法人の事業について [1]事業の概要について……………(A)

事業報告等

平成●●年度事業報告 ▲▲に関する事業……………(B)

事業報告等

事業報告等に係る提出書 別紙 3 法人の事業について……………(C)

事業計画等

平成●●+1 年度事業計画 ▲▲に関する事業……………(D)

事業計画等

平成●●+1 年度事業報告 収支予算内訳表……………(E)

一般社団(財団)法人が定期提出書類を作成する際には、以下の書類間で、事業説明の内容を整合させてください。

移行認可申請書類

別表 C(2)-1 公益目的支出計画 (1)事業の概要について……………(A)

公益目的支出計画実施報告書等

平成●●年度事業報告 ▲▲に関する事業……………(B)

公益目的支出計画実施報告書等

別紙 2 公益目的支出計画実施報告書 事業の概要……………(C)

さらに、新公益法人の場合、「別表 H をどう記載すればいいのかわからない。」という声が多くあります。

「公益目的取得財産残額」は、当該公益法人が所得したすべての公益目的事業財産から公益目的事業のために費消・譲渡した財産を除くことを基本として算定します(認定法 30 条 2 項)。しかし、実際に公益認定の取消等が行われた時点で、当該法人の公益目的事業財産の取得や費消・譲渡の状況を過去に遡って正確に算定することは、実務上非常に困難であると考えられます。

そこで、認定法施行規則で、その算定方法を定めています(認定法施行規則 48 条、49 条、50 条)。この中の、各事業年度の末日における公益目的取得財産残額の算定計算を様式として定めたものが、別表 H です。

公益法人、一般法人向けに、さまざまなアドバイスやご支援を差し上げます。  
どうぞ、下記まで、ご連絡ください。

【E-mail】 [info@matsui-jicpa.com](mailto:info@matsui-jicpa.com)